

吸収分割に関する事後備置書類

2025 年 3 月 31 日

FRE アセットマネジメント株式会社

株式会社 RISE

吸収分割に関する事後備置書類

2025 年 3 月 31 日

東京都港区西新橋三丁目 16 番 11 号
FRE アセットマネジメント株式会社
代表取締役 尾 鷹 昭 利

東京都港区西新橋三丁目 16 番 11 号
株式会社 RISE
代表取締役 芝 辻 直 基

FRE アセットマネジメント株式会社(以下「FRE」又は「分割会社」といいます。)及び株式会社 RISE(以下「RISE」又は「承継会社」といいます。)は、2025 年 2 月 26 日付の吸収分割契約(以下「本吸収分割契約」といいます。)に基づき、同年 3 月 31 日を効力発生日として、FRE において行う不動産賃貸事業(以下「本事業」といいます。)に関して有する権利義務を RISE に承継させることを目的とする吸収分割(以下「本件吸収分割」といいます。)を実施しました。

本件吸収分割に関する会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条に基づく事後開示事項は、次のとおりです。

1. 本件吸収分割が効力を生じた日(会社法施行規則第 189 条第 1 号)

2025 年 3 月 31 日

2. 分割会社における会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過並びに第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過(会社法施行規則第 189 条第 2 号)

(1) 反対株主の差止請求手続について(会社法第 784 条の 2)

会社法第 784 条の 2 の規定に従い、FRE に対して本件吸収分割をやめることを請求した株主はいませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求手続について(会社法第 785 条)

本件吸収分割は、会社法第 784 条第 1 項において定められる吸収分割であり、かつ、分割会社は承継会社の完全子会社であることから、会社法第 785 条第 2 項第 2 号括弧書の規定により、反対株主が存在せず、該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求手続について(会社法第 787 条)

FRE は、新株予約権を発行していないため、会社法第 787 条の規定による手続は行っておりません。

(4) 債権者異議手続について(会社法第 789 条)

FRE は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2025 年 2 月 27 日付の官報及び電子公告にて、債権者に対し公告を行いました。申述期限までに同条第 1 項の規定による異議申述を行った債権者はいませんでした。

3. 承継会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過、並びに第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過(会社法施行規則第 189 条第 3 号)

(1) 反対株主の差止請求手続について(会社法第 796 条の 2)

本件吸収分割は、簡易分割(会社法第 796 条第 2 項本文)に該当するため、本項の該当事項はありません(会社法第 796 条の 2 ただし書)。

(2) 反対株主の株式買取請求手続について(会社法第 797 条)

RISE は、会社法第 797 条第 3 項及び社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第 2 項の規定に従い、2025 年 2 月 27 日付の電子公告にて、株主に対して公告を行いました。なお、本件吸収分割は、簡易分割(会社法第 796 条第 2 項本文)に該当するため、反対株主の株式買取請求権はありません(会社法第 797 条第 1 項ただし書)。

(3) 債権者異議手続について(会社法第 799 条)

RISE は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に従い、2025 年 2 月 27 日付の官報及び電子公告にて、債権者に対し公告を行いました。申述期限までに同条第 1 項の規定による異議申述を行った債権者はいませんでした。

4. 吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項(会社法施行規則第 189 条第 4 号)

RISE は、効力発生日である 2025 年 3 月 31 日をもって、FRE から、本事業に関して有する権利義務を本吸収分割契約に従い承継いたしました。本件吸収分割に際して RISE が FRE から承継した資産及び負債の額は、それぞれ 392 百万円(概算)及び 53 百万円(概算)です。

5. 会社法第 923 条の変更の登記(吸収分割による変更の登記)をした日(会社法施行規則第 189 条第 5 号)

会社法の規定に従い、速やかに登記を行う予定です。

6. 前各項に掲げるもののほか、その他吸収分割に関する重要な事項(会社法施行規則第189条第6号)

本件吸収分割に際して、RISE は、FRE に対して、分割対価を交付していません。本件吸収分割により、RISE の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は増加しません。

以 上